

英国入国管理（イミグレーション） に関する最新動向

ロンドン・センター

本レポートは、ジェトロ・ロンドンが主催した法務、労務セミナー（2004年3月11日）においてクリフォード・チャンス法律事務所が、英国入国管理制度について講演した要旨を取りまとめたものである。

1. 労働許可証申請手数料の変更

労働許可証申請手数料は、2004年5月または6月に155～180ポンドの額に引き上げられる。この措置は、労働許可に関わる行政機関の運営費用を完全に埋め合わせるために提案されたものである。2003年に発表された、従来の運営費用の計算に不適切な処理があったために行われた措置である。

また、2004年4月1日付で、労働許可証が英国において延長あるいは発行（例えば、労働許可証保持者が勤務先を変更する場合）される場合、労働許可証保持者および同伴する家族のパスポートへの貼付のために、121ポンドの追加手数料が導入された。労働許可証延長申請手数料に追加して支払われる、この新しい手数料は、従業員あるいは雇用者のどちらが支払ってもよい。ただし、労働許可証申請および労働許可証延長申請手数料は、雇用者により支払われなければならない。

この新しい手数料の導入により、労働許可証保持者は、本人と家族を代理して、追加的な申請書を提出しなくてはならない。また、本人と家族の写真を提出することも要求されることになる。可能な限り、申請書とともに本人および同伴する家族のパスポートを提出しなくてはならない。現在、パスポートが申請書とともに提出されない場合、労働許可証保持者の労働許可証延長は手紙により許可されるが、これには家族の滞在延長許可は含まれない。従って、この場合、家族の滞在許可延長につき、内務省に別途申請書を提出し、追加手数料を支払う必要がある。新しい申請書が導入されると、申請書とともにパスポートを同封することが強制的となる可能性が高い。

2. 英国レジデンス・パーミット

他のEU諸国の慣行にならい、内務省は、長期居住者に対するパスポート上のインクスタンプの使用を徐々に廃止し、代わりに非EU市民に対する入国許可証（エントリー・サーティフィケート）と滞在許可証（レジデンス・パーミット）を導入している。この変更により、6 カ月以上、英国に滞在することを予定する日本人は、渡英前に東京の英国大使館にてエントリー・サーティフィケートを取得する必要がある。エントリー・サーティフィケートを事前に取得していない場合は、英国到着時に入国を拒否されることになる。エントリー・サーティフィケートの申請は、旅行代理店を通じて郵便あるいはクーリエにて東京の英国大使館に行うことができ、同大使館は、労働許可証保持者のエントリー・サーティフィケートを3営業日以内に処理することを目標としている。エントリー・サーティフィケートの申請手数料は、約 75 ポンドである。英国において許可された延長は、エントリー・サーティフィケートと同様のレジデンス・パーミットとして与えられ、パスポート上に貼付される。新しいエントリー・サーティフィケートとレジデンス・パーミットは写真も含み、改ざんや偽造を防ぐ目的をもつ。

日本人の場合、出張者、短期労働許可証保持者および短期留学の学生は、滞在期間が6 カ月未満なら、エントリー・サーティフィケートを取得することなく英国に入国することができる。しかしながら、6 カ月以上有効な労働許可証を保持する者は、入国に際してエントリー・サーティフィケートを必要とする。

渡英前に日本以外の国に居住する日本人は、最寄りの英国大使館、高等弁務官事務所 (High Commission)、あるいは領事館にてエントリー・サーティフィケートを申請することができるが、通常、居住する国以外での申請は許可されない。例えば、出張で訪れた国において申請することはできない。

3. 出張者

どのような場合、出張者として英国への入国が認められ、どのような場合に労働許可証を必要とするかについて、多少の混乱が生じているように見受けられる。

単に数日間の会議に出席するために英国を訪れるビジネスマンは、出張者として英国に入国することに何の問題もないであろう。同様に、英国に2～3年間駐在する者に労働許可証が必要なことは明らかであろう。

しかしながら、ビジネスマンが数週間から数カ月滞在する場合、労働許可証の必要性について不明確である。出張者は、6 カ月までの期間、英国に滞在し、海外における自身の仕

事あるいはビジネスを行うことができる。そのような場合、海外で報酬を受け取るべきであるが、英国企業から合理的な範囲内で旅費や生活費を受け取ることができる。出張期間だけが決定要因ではないので、英国における就労とならないよう、英国において予測されるビジネス活動の内容についても検討する必要がある。

この「海外における自身の仕事あるいはビジネス」に従事する出張者として認められる種類の活動は以下の場合である。

- ・ 会議、トレードフェアやセミナーなどへの出席
- ・ 英国の会社との契約交渉
- ・ 実態調査、商品の詳細確認あるいは検査
- ・ トレーニングに参加（ただし、見学および教室における授業のみで実際の仕事には参加しない）

厳密に言えば「出張者」に該当しない可能性もあるが、以下の活動も許可される。

- ・ 海外から商品を配達
- ・ 外国の情報技術関連企業の代表として訪英し、自社の製品の設置、アフター・サービスあるいは修理を行う
- ・ 外国の機械製造会社の代表として訪英し、機械の設置、アフター・サービスあるいは修理を行う
- ・ 英国企業にアドバイザーあるいはコンサルタントとして訪英。ただし、顧客が所属する会社と同じ会社あるいはグループ会社により、海外で直接的な契約により雇用されていることを条件とする。しかしながら、アドバイザーおよびコンサルタントは、プロジェクト管理を行ってはならない。英国企業（日本企業の英国子会社を含む）により直接雇用されるコンサルタントは、通常、労働許可証を必要とする。
- ・ 教室における特別のトレーニングを提供
- ・ コンフェレンスあるいはセミナーのゲスト・スピーカーとして訪英。あるいは、定期的でないことが条件であるが、期間が5日間以内のコンフェレンスあるいはセミナーを運営するために訪英
- ・ 英国のビジネスマンを対象に、海外の輸出要件について、専門家として説明するために訪英

例えば、ある従業員は、外国の情報技術関連企業の代表として、将来のプロジェクトのための実態調査を行うため、あるいは製品の設置、アフター・サービスあるいは修理のために訪英することがある。これは、出張に該当すると考えられるが、専門知識を用いて英国

におけるプロジェクト管理や、潜在的な顧客の要件につき、詳細なる評価を行うこと（これは、通常、労働許可証を必要とするコンサルタント業務と考えられる）は、出張の範囲を越えるものである。

出張者として入国できるか、労働許可証を必要とするかが曖昧な場合があるが、ある者が出張者として入国できる要件を満足させるかどうかについて疑いがある場合、特にその者が比較的長期間（例えば、2～3 カ月）滞在する場合、入国時における空港でのトラブルを回避するために、労働許可証を取得することが望ましい。

英国に出張者として入国する回数に制限はないが、12 カ月間の間に合計 6 カ月以上英国に滞在することはできない。

英国に居住しないが、英国を頻繁に訪れてビジネスを行う者には、数次入国許可(a multiple entry permit)という特別な労働許可証が存在する。例えば、パリに本拠地を置く営業担当マネージャーが、毎月 1 週間英国で仕事をする場合には、この種類の入国許可を取得する。

もし、出張者が英国で「就労している」と判断された場合、その者が入国管理当局との間で問題を生じさせるだけでなく、受け入れ先の会社も刑事犯罪を犯したものとみなされる。

4. 社内異動による英国への派遣

内務省は、社内異動による労働許可証申請について、将来、より厳しく審査を行い、なぜ、外国人労働者を英国におけるそのポジションに派遣することが必要なのかについてより詳細に調査すると発表した。英国労働者の採用で対応できるポジション（スーパーバイザーやジュニア・マネージャー）に、比較的地位の低い従業員が海外から派遣されているという現状に懸念が表明されている。

このような現状においては、労働許可証申請書における、そのポジションに必要な資格や技術に関する質問に特に注意を払う必要がある。さらに重要なことは、どのような社内の重要な知識や親会社における経験がそのポジションに要求されるのか、そしてそれらの知識や経験が英国におけるポジションとどのような関連性があるのかについて説明する必要がある。

従って、これからは労働許可申請者の親会社における勤続年数が長いことを単に説明するだけでは不十分で、その者の経験が英国におけるポジションにとってなぜ必要であるかということも説明しなくてはならないであろう。例えば、英国に派遣される予定の者が親会社の製品について広範囲にわたる技術的経験を有する場合、このことは、英国および欧

州においてこの製品を新しい顧客に販売するために特に関連があると考えられるであろう。

このような内務省の姿勢の変化により、グループ会社内での人事異動により英国に派遣される者が労働許可証申請に際して、非常な困難に直面するようになるとは考えにくい。しかしながら、将来的には、ある特定のポジションについて、英国において採用を行う代わりに、なぜ、専門知識を有する者を日本から派遣する必要があるのか、その理由をより詳細に説明する必要があるということである。

5. 結論

2004年5月1日より、中・東欧8カ国とキプロス、マルタの10カ国が新しくEUに加盟する。現在、アイルランドと英国のみが、すべての新EU加盟国市民に対し、自国の労働市場へのアクセスを直ちに認めることを提案している。

一方、他のEU諸国は、新EU加盟国市民（キプロスとマルタを除く）が労働許可証なしで就労することを許可するまで移行期間を設けることを予定している。EU拡大を見越して、アイルランドは、労働許可証発行数が50%近く減少するであろうとすでに発表している。このことはまた、英国において許可される労働許可証数にも影響を与えるであろう。